

ぼうさい

No.113

不屈の大地 Build Back Betterの軌跡

平成29年
九州北部豪雨からの復興

特集

国連防災世界会議から10年



内閣府（防災担当）

Cabinet Office, Government of Japan



平成29年(2017年)・福岡県 平成29年7月 九州北部豪雨災害からの復興

平成29年(2017年)7月5日から6日にかけて、線状降水帯の発生により九州北部地方では記録的な大雨となりました。この豪雨により福岡・大分県の両県で死者40名、行方不明者2名、家屋の全半壊や床上浸水等が1,600棟を超える甚大な被害が発生しました。

福岡県朝倉市の山間部に位置する松末地区では、多数の山腹崩壊に加え、大量の土砂や流木が河道を塞ぎ、洪水流が河道から土砂や流木を伴って溢れ出したことで、家屋や農地に甚大な被害が発生しました。

復旧・復興に当たっては、被害を拡大させた流木

を捕捉しやすい透過型砂防堰堤の導入等でハード面の強化が図られました。その一方で、全17戸が流失した小河内集落が砂防堰堤建設のために集落の解散を決断するに至っています。こうした経緯もあり、被災者の生活再建ではコミュニティの再生に重きが置かれ、地域の観光資源である蕎麦畑や、廃校となった小学校跡地を活用した地域活性化に取り組んでいます。

また、朝倉市では国指定史跡の三連水車が土砂や流木により被災しましたが、関係者の努力により1ヶ月後には再稼働して、復興のシンボルとして地域の人たちを勇気づけました。



被災当時の朝倉市松末地区小河内集落の様子（提供：朝倉市）



旧小河内集落に広がる蕎麦畑
(令和7年(2025年)5月撮影)



被災当時の三連水車（提供：朝倉市）



小河内集落跡には石碑が建立されている
(令和7年(2025年)5月撮影)

国の史跡に指定されている「堀川用水及び朝倉揚水車群」。寛文3年(1663年)、度重なる干ばつや筑後川の洪水に悩まされていたこの地域の新田開発のために堀川用水が開削され、その後標高差があることで用水の恩恵を受けることができなかった山側の土地にも配水するために自動回転式の揚水車が設置されました。三連水車である菱野水車は寛政元年(1789年)の設置で、三島、久重の二連水車も宝暦(1751~1764)の頃設置されたとされています。いずれの水車も現役で、例年6月中旬から9月下旬の水稻作付期間に稼働しています。



▲国の史跡に指定されている三連水車
(令和7年(2025年)5月撮影)

CONTENTS

不屈の大地 Build Back Betterの軌跡
「平成29年7月 九州北部豪雨災害からの復興」 1

特集
仙台国連防災会議から10年～世界の防災の現在地～ 3

防災の動き

・内閣官房防災庁設置準備室 防災庁の設置	7
・内閣府（防災担当）調査・企画担当 南海トラフ地震の新しい被害想定と実施すべき防災対策 ～南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書公表～	8
・内閣府政策統括官（防災担当）付／参事官（被災者生活再建担当）付 本格的な出水期を前に、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー等の災害対応車両登録制度 の運用を開始しました。	9
・内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 平川壮太 地区防災計画ガイドブックの公表	11
・内閣府（防災担当）防災計画担当 防災経済コンソーシアム 事業者の防災・事業継続力強化に向けた令和6年度の活動	12
・国土交通省水管管理・国土保全局河川環境課水防企画室 「NIPPON防災資産」の深化を考える会	13
・気象庁大気海洋部観測整備計画課 面的気象情報の利活用促進について	14
・気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室 「津波フラッグ」を見たらすぐに避難！！	15
・北海道釧路町防災安全課防災対策係 全国初！寒冷地仕様の避難タワーが完成	16
・静岡県危機管理部危機情報課 「静岡県被災者支援連絡会」の設立について	17
・三重県いなべ市防災課 大月浩靖 いなべ市の防災の取組と平時からの防災への意識向上	19
・岐阜県飛騨市危機管理課 岐阜県飛騨市 避難所運営 人材育成に力	21
・愛媛県松山市市民防災安全課 松山防災士フォローアッププログラム	22
・愛媛県鬼北町危機管理課 防災意識向上プロジェクト講演会及び防災備蓄物資貸与式	23
・高知市防災対策部防災政策課長 山中晶一 高知市孤立地域支援訓練報告	24
・高知県いの町総務課危機管理室 仁淀川流域治水プロジェクト「安全に逃げる」対策 ～犠牲者ゼロを目指す！ 伊野地区自主防災会連合会の挑戦～	25
防災リーダーと地域の輪 第57回	26
・高知市防災対策部防災政策課長 山中晶一さん 地域防災力をエンパワーメントする「装置（地区防災計画）」と「関係人口」	

表紙写真

日本最古の実働水車として国の史跡に指定されている朝倉市菱野の三連水車。その姿は美しい田園風景と合わせて、観光客にも人気を集めています。平成29年7月九州北部豪雨で被災しましたが、1カ月後には再稼働して復興のシンボルとなりました。(提供:朝倉市)





特
集

仙台国連防災会議から10年 ～世界の防災の現在地～

平成27年（2015）年3月、宮城県仙台市で第3回国連防災会議が開催されました。国連加盟国185か国から25名の首脳級を含む100名以上の閣僚をはじめ、国連機関代表、NGO等、計6,500人以上が参加した本体会議では、新たな国際防災の枠組である「仙台防災枠組2015-2030」が策定され、その推進も含めた防災に対する各国の政治的コミットメントを示した「仙台宣言」が採択されました。本特集では、仙台での国連防災会議から10年が経過した現在、「仙台防災枠組2015-2030」の進捗も含め、世界の防災の現状と課題、日本が果たすべき役割について考えます。



東日本大震災の被災地での開催

国連防災世界会議は、国際的な防災戦略を策定する国連主催の会議で、第1回が平成6年（1994年）に神奈川県横浜市で、第2回が平成17年（2005年）に兵庫県神戸市でそれぞれ開催されています。第3回は東日本大震災の被災地である宮城県仙台市が開催地となりました。本体会議の他、関連事業として、防災や復興に関するシンポジウム及び展示、防災産業展、被災地へのスタディツアー、東北各地へのエクスカーションが実施され、災害から得た教訓、防災技術・ノウハウ等の発信や、東日本大震災からの復興の発信・被災地の振興という面でも大きな意義がありました。

会議最終日には、成果文書として、期待される成果と目標、指導原則、優先行動、関係者の役割や国際協力等を規定した「仙台防災枠組2015-2030」と、同枠組推進の決意を表明した「仙台宣言」が全会一致で採択されました。



仙台防災枠組2015-2030

採択された「仙台防災枠組2015-2030」では、期待

される成果として「人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する」ことが掲げられ、その実現のために「ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靭性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減すること」をゴールとして追求することが示されました。

さらに、ゴールの達成に向けた取組の進捗状況の評価を促進するため、2030年までに①死亡者数の削減、②被災者数の削減、③経済的損失の削減、④重要インフラの損害の削減、⑤2020年までに防災戦略採用国数を増やすこと、2030年までに⑥開発途上国への国際協力、⑦早期警戒及び災害リスク情報へのアクセスを大幅に増加させることという7つのグローバルターゲットが設定されました。また、4つの優先行動として、「災害リスクの理解」「災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化」「強靭性のための災害リスク削減への投資」「効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興（Build Back Better）」」が規定されました。

世界の防災の現状

第3回国連世界防災会議で「仙台防災枠組2015–2030」が採択されて10年が経過し、ゴールとなる2030年まで残すところ5年となっている現在、目標達成への進捗も含め、世界の防災の現在地について考えていきます。

災害データベース（EM-DAT）によれば、世界における自然災害の死者数は、年間5万3,000人、被災者数は同1億3,000万人、経済損失は同2,157億ドル（いずれも2020–2024年の平均値）となっています。「仙台防災枠組2015–2030」では、これらの値を下げることがターゲットとして設定されていますが、現状は、死者数こそ減少しているものの、被災者数や経済損失については、開発途上国を中心に増加している実態があり、喫緊の課題となっています。

そのリスク要因としては、災害に脆弱な場所に多くの人が住み、経済活動もを行い、耐震性のない建物やインフラが建設されること、サプライチェーン等の国際化により災害の影響が広範囲に及ぶこと、そして気候変動等が挙げられます。

脆弱な場所に人が住む例として顕著なのが、都市部の人口の急増と経済格差の拡大による貧困層の増加により、災害リスクの高い場所での無秩序な居住地が拡大するケースです。貧困層が災害に脆弱な場所に居住せざるを得ず、被災することで資産や生活基盤を失うということになれば、さらに脆弱な場所に居住するよ



2024年G20議長国ブラジルが強調した大都市の課題「災害の負のスパイラル」(JICA防災グループ提供)

うになります。こうした負の連鎖を断ち切り、人間の安全保障を実現することが、目標達成のためには不可欠となります。



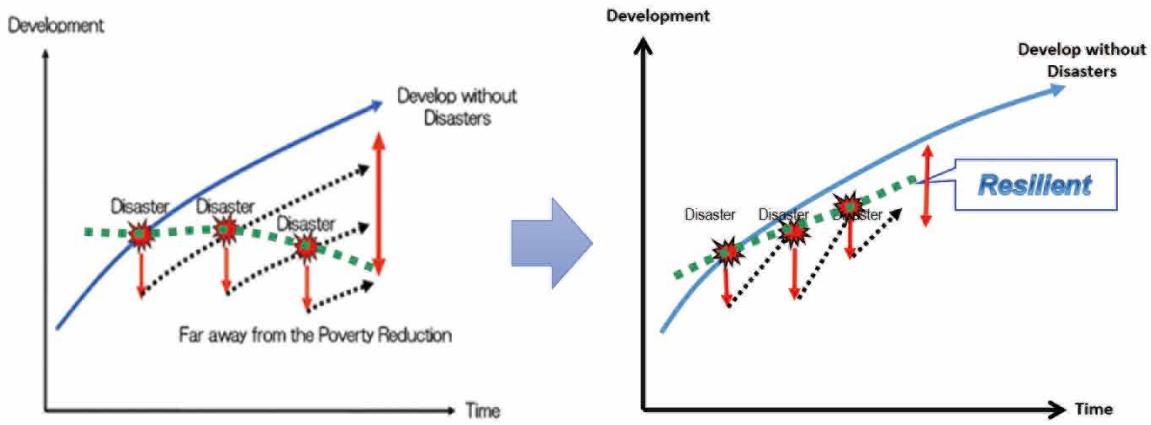
ブラジル・ミナスジェライスの違法居住地（写真撮影：西川智）

事前防災投資と「Build Back Better」の推進

こうした問題を解消する上で重要なのが、「仙台防災枠組2015–2030」の優先行動にも掲げられている「強靭性のための災害リスク削減への投資」（事前防災投資）と「Build Back Better」の推進です。

防災と持続可能な開発は深く関連しています。災害の度に街や建物を元通りに修復するだけでは、同じような被災を繰り返すことになり、貧困を深刻化させます。被災後により災害に強い町や建物を整備する、あるいは事前防災投資によりインフラ等を強化し、被災者や経済損失を軽減することができれば、結果として経済成長につながります。

事前防災投資の具体例としては、河川氾濫を防ぐための堤防の建設や、耐震性のある建物の建設、インフラの強靭化、土地利用規制による脆弱な地域への居住回避等が挙げられます。その際に課題となるのが予算の確保です。開発途上国では経済発展に重きが置かれることから、なかなか防災への投資に目が向いていかない傾向があります。しかし国連防災機関によれば、1ドルの事前防災投資で15ドルの復興費用を、1ドルのインフラ強靭化で4ドルの再建事業を削減できる等、実は事前防災投資は経済的にも合理



持続可能な開発と防災の関係。災害の度に街や建物を元通りに修復するより、被災後により災害に強い町や建物を整備する、あるいは事前防災投資によりインフラ等を強化することが結果として経済成長につながる（JICA防災グループ提供）



2023年の「トルコ・シリア地震」後のトルコの様子（JICA提供）



性を持つていることが示されています。

2023年の「トルコ・シリア地震」で大きな被害を受けたトルコでは危機意識が高まり、被災地以外の地域でも耐震化を進める動きが出ているほか、ウズベキスタンやカザフスタン等言語が近い中央アジアの国々でも地震防災への機運が生まれつつあります。今後、「仙台防災枠組2015－2030」の目標達成のためには、こうした事前防災投資への理解を広げていくことが重要になります。

災・減災等に資する「国土強靭化」の動きが生まれました。

このように多くの災害を経験し、それらを克服しながら復興を重ねてきた日本は、「防災先進国」としてさまざまなノウハウを発信することが期待されています。「仙台防災枠組2015－2030」で示された4つの優先行動の一つである「より良い復興」は、日本がこうした経験を基に提案し、受け入れられたものです。

さらに、日本では、国際協力機構（JICA）が中心となり、開発途上国の災害リスク削減のためにさまざまな協力をしています。

例えば、1970年代からフィリピンにおいて治水計画策定や人材育成等を通じて、事前防災投資を下支えしてきました。2013年にレイテ島やサマール島を襲った平成25年（2013年）台風第30号（台風ヨランダ）による高潮災害の緊急復旧復興支援プロジェクトでは、JICAが防潮堤の技術提案を行い、フィリピン政府予算により防潮堤の建設がされた他、学校や庁舎の再建に当たり、台風に強い設計やピロティによる浸水回避等避難を考慮したモデル的な設計スペックの提案を行い、その建設が実現しました。

その他、JICAの協力で整備されたマンガハーン放水路

日本が果たす役割

多くの開発途上国がそうであるように、日本もまた戦後の高度成長期に、都市部の人口急増に伴う乱開発や、災害に脆弱な土地や建物の被災が問題になり、その後さまざまな法整備も含めて、都市開発の在り方を改善してきた経緯があります。昭和33年（1958年）の伊勢湾台風での甚大な被害を契機に災害対策基本法が制定され、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災をきっかけに、耐震補強や自助・共助の重要性が認識され、平成23年（2011年）の東日本大震災を契機に、防



ネパールでJICAの支援により再建された学校（JICA提供）

により、マニラ中心部の洪水被害が軽減され、令和2年（2020年）台風第22号（台風ユリシーズ）が襲来した際には、これらの事業により約85%の被害を低減できたと試算されています。

また、平成27年（2015年）に地震により9,000人が犠牲となり、全壊家屋約78万棟という甚大な被害を記録したネパールでは、「より良い復興」を実現するに当たり、計画策定や公共インフラ再建、住宅再建等をJICAが支援しました。公共インフラでは学校の再建に当たり、耐震性の向上だけにとどまらず、教育の質向上につながる設備を備えた学校、274校（児童数は約9万人）の再建を円借款で支援し、2023年4月に工事が完了しています。住宅再建においても、技術協力と円借款を組み合わせた支援を行い、約9万5000世帯の一般住宅の再建を支援しました。

今後の展望

インドがG20の議長国となった2023年、同国のモディ首相はG20で新たに防災を専門に討議するグループの設置を提案しました。インドをはじめとしたG20の多くの構成国にとって、災害への対応は大きな関心事となっており、この提案は歓迎されました。

議論の柱の一つは、災害に強いインフラの整備です。令和元年（2019年）に日本がG20をホストした際

に「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が採択され、同年インドは「災害レジリエントなインフラに関するコアリシヨン（CDRI）」を発足させました。今後、多くの開発途上国で莫大なインフラ投資が進められている中で、せっかくの投資が災害で失われることがないようにとの問題意識からです。そして、もう一つの柱が、「仙台防災枠組2015－2030」で示された事前防災投資について、どのように財源を確保するのかという点です。これらの議論は、ブラジルが議長国となつた令和6年（2024年）、さらに、南アフリカ共和国が議長国となる令和7年（2025年）にも引き継がれており、事前防災投資の重要性についての国際世論は、確実に広がりつつあります。

令和9年（2027年）には、国連のアジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR）が、日本の仙台市で開催されることが合意されています。ここでは、「仙台防災枠組2015－2030」に掲げられた目標をどのくらい達成できるのかが大きな議題となるところ、日本が議論をリードしていくことが期待されています。

＜参考文献＞（五十音順）

内閣府, 2015, 『第3回国連防災世界会議』.

<https://www.bousai.go.jp/kokusai/kaigi03/index.html>

外務省, 2001, 『仙台防災枠組2015-2030』.

国際協力機構, 2025, 『JICAグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）20. 防災・復興を通じた災害リスク削減』.

国際協力機構, 2024, 『JICA Magazine 2024年8月号 災害に強い社会をともにつくる』.

防災庁の設置

[内閣官房防災庁設置準備室](#)

1 防災庁設置に向けた検討

我が国は災害大国であり、これまで、阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、平成30年7月豪雨、能登半島地震等数多くの自然災害に直面してきました。

近年、風水害が頻発化・激甚化していることに加え、今後は、南海トラフ地震や首都直下地震等甚大な被害が想定される大規模災害の発生が懸念されます。我が国の防災体制を抜本的に強化し、こうした災害に立ち向かうべく、防災庁の設置に向けて、令和7年(2025年)1月から20名の防災関係の有識者を集めた防災庁設置準備アドバイザーミーティングを8回開催し、同年6月4日に報告書が取りまとめられました。



赤澤大臣への報告書手交の様子（令和7年（2025年）6月4日撮影）

2 防災庁の基本的な方向性

防災庁は、国難級の大規模災害に備え、「国民の命と暮らしを守り抜く」ことを目的とし、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国にふさわしい防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔を担

う組織とする予定です。

司令塔とは具体的に、

- ① 中長期かつ総合的な防災に関する基本政策・国家戦略の立案
- ② 関係者間のコーディネートによる徹底的な事前防災の推進・加速
- ③ 被災地のワンストップ窓口として発災時から復旧・復興までの災害対応

の役割を果たしていくこととしています。

また、平時からの政府全体の防災施策の実施をリードし加速させていくために、内閣直下に設置し、総理大臣を助け、各府省庁への勧告権等を有する専任の大臣の下、十分なエキスパート人材や予算を有する組織としていく予定です。

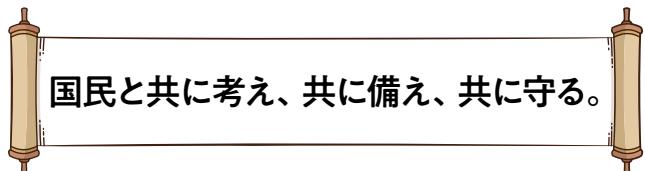
その上で、被災者支援体制の強化、防災DX、行動変容に向けた防災教育・啓発、産官学民の連携体制の構築、人材育成、防災技術研究開発・実装、国際展開等に取り組んでいく予定です。

3 今後の進め方

令和8年度（2026年度）中の防災庁の設置に向け、令和8年の通常国会に関連法案を提出する等の準備を進めていきます。

防災庁設置準備アドバイザーミーティング

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bousaichou_preparation/index.html



南海トラフ地震の新しい被害想定と実施すべき防災対策 ～南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書公表～

内閣府（防災担当）調査・企画担当

南海トラフ沿いでは、歴史的に見て大規模地震による甚大な被害が繰り返されてきたことが知られています。この南海トラフ地震への備えは重要であり、中央防災会議の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」により、新しい被害想定や今後実施すべき防災対策をまとめた報告書が令和7年3月に公表となりました。

最新の科学的知見に基づく、最大クラスの地震・津波の想定では、強い揺れや津波が広範囲で発生し（図1参照）、最悪のケースでは、津波や揺れ等による死者数は約29.8万人、全壊焼失棟数は約235万棟、資産等の被害は約224.9兆円等、これまでの対策の効果は一定程度あるものの、改めて甚大な被害が発生することが想定されました。

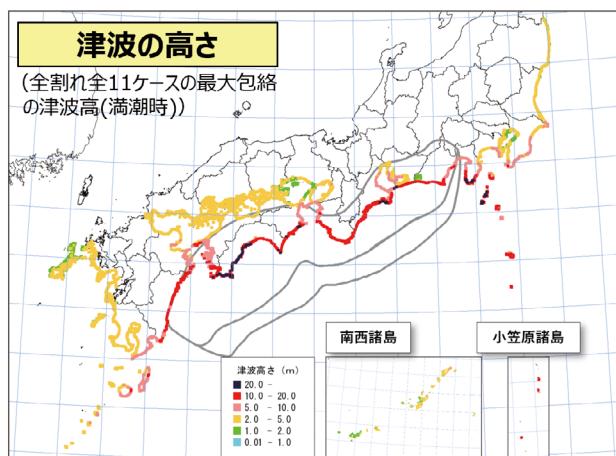
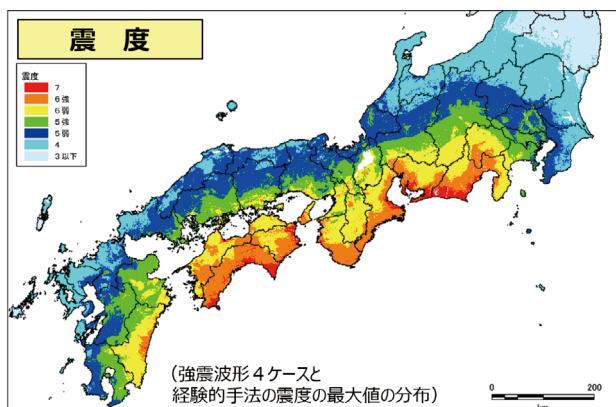


図1：震度及び津波の高さの想定

このように、南海トラフ地震では、広域で甚大な被害が発生する中で、人的・物的リソースが不足する等大変困難な状況が想定されます。そこで、国民・事業者・地域・行政等のあらゆる主体が総力をもって災害に臨むことで、命と社会を守る、助かった命や生活を維持する、生活や社会経済活動を早期に復旧することを実現していくことが必要です。

そのため、防災意識の醸成、被害量低減のための強靱化・耐震化、被災者の生活環境の整備、防災DX充実等による災害対応の効率化・高度化、時間差を置いて発生する地震等への対応強化等、今後実施すべき対策についても提言されました。

また、対策に取り組んだ場合の減災効果として、例えば、早期避難意識が低いと津波による死者数は約21.5万人と想定される一方、全員が早期に避難を開始した場合には、この死者数は7割減となると試算されました（図2参照）。迅速な避難行動のほか、住宅の耐震化や家庭での備蓄等、個人でも取り組める対策により被害軽減が見込まれます。各主体が着実に対策に取り組んでいくことが重要です。

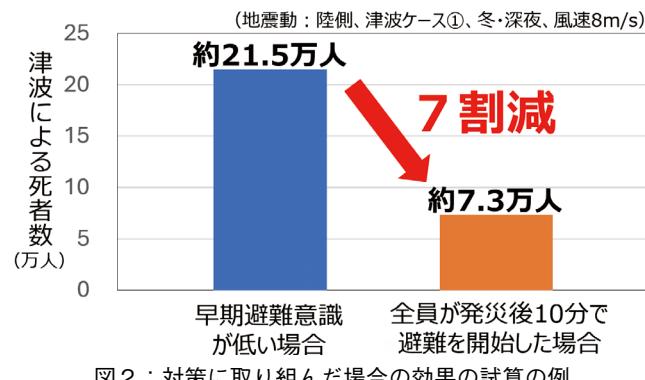


図2：対策に取り組んだ場合の効果の試算の例

<参考情報>内閣府防災「南海トラフ地震防災対策」のページ

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>



防災の動き

本格的な出水期を前に、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー等の災害対応車両登録制度の運用を開始しました。

内閣府政策統括官（防災担当）付／参事官（被災者生活再建担当）付

1 背景

令和6年（2024年）能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が、被災地で有効活用され、被災者に対して良好な居住環境、温かい食事、快適なトイレ環境等の提供がなされました。

一方、これらの災害対応車両のストック状況は、日頃から行政側で十分に把握ができていなかったことから、能登半島地震の発災直後は、行政側から関係事業者に対して、被災地への提供の可否等を、都度、確認せざるを得ない状況がありました。

このため、内閣府では、発災後に円滑な被災者支援を実現するため、平時から災害対応車両をデータベースへ登録しておき、発災後に被災自治体がデータベースにアクセスし、ニーズに応じた災害対応車両に対して、迅速に支援を求めることができる仕組みを構築し、令和7年（2025年）6月1日から運用を開始しました。

2 制度の概要

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおりです（図1・図2）。

○災害対応車両（本項において「車両」といいます。）

とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいいます。

○登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人です。以下「調整法人」といいます。）のいずれかです。

○内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録します。また、登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有します。

○被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（後述）を参照し、所有者又は調整法人と個別に調整します。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施します。

○内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、災害救助法に基づき負担（災害救助法の適用災害が前提です。）します。

上記制度の骨格は、内閣府告示（災害対応車両等登録規程）で規定しています。

災害対応車両登録制度の概要

- 登録制度の概要
- 災害対応車両（災害用車両といいます。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいいます。
- 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（災害時に車両の配車調整等を行なう法人。以下「調整法人」といいます。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が「発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか」を確認し、登録した車両又は調整法人の情報は、「データベース化し、自治体等へ共有（下記③）」。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、「災害対応車両検索システム（O-TRACE）」を参考し、所有者又は調整法人との調整（下記④）。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、「災害救助法に基づき負担」（下記⑤）。
- 上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規程）で規定。本年6月1日より施行（同月中に運用開始）。



図1 災害対応車両登録制度の概要（内閣府資料）

災害対応車両に係る登録基準の概要

- 災害対応車両に係る登録基準は、次のとおり（告示からの委任に基づき、災害救助事務取扱要領にて規定）。登録に際しては、申請に係る車両が次の基準に適合するか否かを審査し、**適合するものを登録**。
- 【凡例】登録基準 ■ 自由申告事項
- 避難所（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、キャンピングカー、キャンピングトレーラー）
- 1人あたり1台のベッドが確保されていること
 - 洗濯機、湯沸器、冷蔵庫、照明、換気の各設備が設けられていること 等
 - トイレ、キッチン設備、テレビ、電子レンジ等の有無
 - 面積、利用可能人数 等
- 住まい（トレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス）
- 収納所、洗面所、浴室、便所、及び物干し場が設けられていること 等
 - 階数、面積、断熱性能
 - 一定の広さ（20m以上等）が確保されていること 等
 - 雨どい、濡れ縁、掃き出し窓、温水洗浄便座の有無
- トイレ（トレーラーハウス、トイレ、ハイブリッヂ）
- 原則として「便所が2つ以上あること
 - 快適トイレ仕様（水洗、美形便器、照明、施設等）であること 等
 - 検室の数、小便器、大便器の数、温水洗浄機能の有無
 - し尿処理装置の有無、貯留・給水タンク容量 等
- 食事（キッチンカー、キッチントレーラー、キッチンコンテナ等）
- 溫冷環境に配慮した食事の提供が可能であること
 - 一以上の都道府県から営業許可を受けていること 等
 - 提供可能なメニュー・食事、車両内での食品ストックの可否
 - 車両のみ提供（調理人は被災地で調達）の可否 等
- 洗濯（ランドリーカー、ランドリートレーラー、ランドリーコンテナ等）
- 洗濯機、乾燥機が2台以上あること
 - 洗濯機・乾燥機の設置台数、容量、洗濯量立方米・待合スペースの有無
 - 冷蔵庫、監視カメラ、洗剤等の自動投入手機能の有無 等
- 入浴（シャワーカー、シャワートレーラー、シャワーコンテナ等）
- 浴槽及びシャワー、又は、シャワーが2つ以上あること
 - 脱衣所、浴槽、暖房、照明、換気の各設備が設けられていること 等
 - 浴槽・シャワーの台数
 - 冷房設備の有無 等

図2 災害対応車両に係る登録基準の概要（内閣府資料）

3 特設ホームページ及び災害対応車両検索システム（D-TRACE）の構築

本登録制度の運用に当たり、制度についての情報提供を目的とした特設ホームページと災害対応車両等の登録に係る申請機能や、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載した災害対応車両検索システム（D-TRACE）を立ち上げました。

特設ホームページでは、登録を検討されている方や、実際に支援の要請をするユーザーとなる地方公共団体の担当者に向けて、制度内容の説明やQ & A等を掲載しており、制度への理解を深めていただけるような内容としています。併せて、能登半島地震での活用事例も掲載し、今後も事例の追加・更新をしていきます。

また、D-TRACEについては、災害対応車両等の登録申請機能や、登録車両等に係る検索機能（データベース機能）等を搭載しており、災害対応車両の所有者や災害対応車両の調整法人である支援をする側と、地方公共団体の支援を求める側のニーズをマッチングさせる機能を果たすシステムとなっています。なお、このD-TRACEは、発災時における迅速な被災者支援等を実現する制度の趣旨を踏まえて、一般には広く公開はせず、国、地方自治体、本制度による登録を受けた方が閲覧できるようにしています（図3）。

（災害対応車両登録制度 特設HP：<https://pr.d-trace.go.jp>）

4 登録促進に向けたインセンティブの措置

大規模災害に備えるためには、可能な限り多くの災害対応車両及び調整法人の登録をしていただくことが重要であるため、登録を促進するためにも、インセン

ティブ措置を実施していく必要と考えています。

制度設計のために実施した事業者ヒアリングにおいても、例えば、キッチンカーの場合、災害支援を円滑に行うためには、平時における事業規模の拡大が重要であり、そのためには、平時の事業拠点を十分に確保することが必要との意見がありました。

このような意見を踏まえ、例えば、登録をした災害対応車両が、公共主体が所有する施設（行政庁舎、河川施設、公園施設、道路施設、運動施設、図書館、病院等）に優先的に入構し、事業活動を行えるインセンティブの導入を進めていきたいと考えています。

なお、内閣府では、中央合同庁舎8号館及び永田町合同庁舎における職員向けのキッチンカーや、迎賓館赤坂離宮における来館者向けのキッチンカーについて、次回の契約更新の際に、本制度による登録を受けた事業者を相対的に高く評価できるよう選定基準の見直しを行うことを予定しています（写真1）。

また、この取組は、各省庁及び地方公共団体にも協力要請を行っており、今後は全国の公共主体が所有する施設で広まっていくことが期待されています。内閣府としては、各省庁や地方公共団体等における取組状況についてフォローアップを行いつつ、好事例を収集して、特設ホームページで紹介することで横展開を図っていきたいと考えています。

5 最後に

登録をいただいた災害対応車両等については、順次、登録内容の審査・確認を行い、可能な限り速やかに登録・データベース化を進めてまいります。今夏以降に発生する災害から登録された災害対応車両等が有効活用できるよう、運用していきたいと考えています。



図3 災害対応車両検索システム（D-TRACE）の概要（内閣府資料）



写真1 迎賓館赤坂離宮における来館者向けのキッチンカーの様子（令和7年（2025年）4月撮影）

地区防災計画ガイドブックの公表

内閣府（防災担当）普及・防災教育・NPOボランティア連携担当 平川壯太

1 内閣府「地区防災計画ガイドブック」の公表

2025年4月に、内閣府から「地区防災計画ガイドブック」が公表されました。このガイドブックは、地区防災計画づくりに関する重要事項をセレクトして最新の解説を加えているほか、内閣府、地区防災計画学会等で注目されている最新の事例について、その要点を紹介しています。また、基本的なQ & A集も加えられているほか、資料作成時に部分的に利用しやすいよう、A4横のサイズで作成されています。

2 ガイドブックの位置付け

このガイドブックは、2014年3月に公表された「地区防災計画ガイドライン」の概要を底本としつつ、地区防災計画づくりの事例や地区防災計画学に関する理論の蓄積等を踏まえて、これから地区防災計画づくりに取り組もうと考えているコミュニティの住民・事業者やそれを支援しようとしている自治体職員向けに作成されました。

なお、過去内閣府から公表されている以下の3冊のガイドライン等の要点を踏まえたものになります。ぜ

ひ、幅広く御活用ください。

- ① 2014年3月公表「地区防災計画ガイドライン」
- ② 2017年3月公表「地区防災計画モデル事業報告—平成26～28年度の成果と課題—」
- ③ 2020年3月公表「地区防災計画の素案作成支援ガイド」

3 ガイドブックの目次

- 第1章 地区防災計画の狙い
- 第2章 地区防災計画には3つの特徴があります
- 第3章 地区の特性に応じた計画づくりが可能です
- 第4章 地区の住民・事業者が計画を提案できます
- 第5章 訓練や人材育成、計画の見直しが重要です
- 第6章 地区防災計画づくりのフェーズ
- 第7章 地区防災計画と個別避難計画
- 第8章 最後に
- 付録
 - 1 地区防災計画事例集
 - 2 Q & A集
 - 3 地区防災計画の項目の例
 - 4 関係条文、参考文献、執筆者等



防災経済コンソーシアム 事業者の防災・事業継続力強化に向けた令和6年度の活動

内閣府（防災担当）防災計画担当

内閣府では、平成30年より、17の経済・業界団体から構成される「防災経済コンソーシアム」を構築し、事業者に災害に対して備える力の向上を促すことで、社会全体の災害リスクマネジメント力を高める取組を継続して進めています。

令和6年度は、防災対策・事業継続強化の課題と考えられる「サプライチェーン、地域連携の強化」、「能登半島地震を踏まえた事業者の防災・事業継続の取組」等をテーマに、事業者の災害対応力強化に向けた情報交換、意見交換のための会合を内閣府にて年二回実施しました。

令和6年10月25日の第一回会合では、名古屋工業大学渡辺教授から、激甚化・頻発化する災害と企業・地域における事業継続のあるべき姿についての講演、令和7年3月31日の第二回会合では、名古屋大学福和名誉教授から南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告を踏まえた温故知新と転禍為福で克災という講演をいただきました。内閣府からは、能登半島地震に関する情報共有として、現地企業の状況や官民連携による支援に関する説明を行い、事業者の防災・事業継続に資する情報を共有しています。

また、参加団体の取組、課題等をテーマにした意見交換も行い、取組に資する情報交換や連携を通じて、事業者の災害リスクマネジメント力の向上のための普及・啓発促進につなげています。

令和7年度も引き続き、本コンソーシアムでの「事業者の災害対応力強化に向けた情報・意見交換」強化を通じて、経済・業界各団体との連携を深め、事業者の防災・事業継続力の強化、地域・社会の災害に対して備える力の向上を図っていきます。

【問い合わせ先】

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災計画担当）付
電話：03-5253-2111

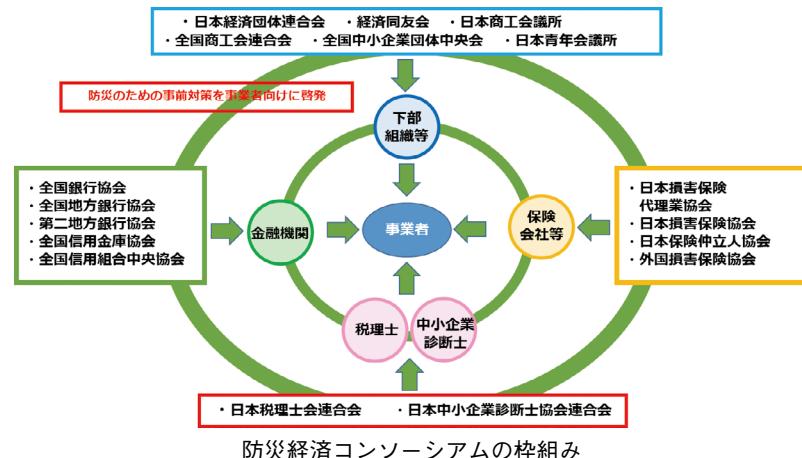
【参考URL】

企業防災のページ（内閣府防災担当）：防災情報のページ>広報・啓発活動>企業防災のページ（内閣府防災担当）

gaiyou.pdf (<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/pdf/gaiyou.pdf>)

会員団体の取組紹介リンク

https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/pdf/katsudou_shoukai.pdf



第二回会合の模様

「NIPPON防災資産」の深化を考える会

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室



1 はじめに

内閣府、国土交通省では、令和6年5月に、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動等を「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設しました。また、同年9月には、本制度の創設後初めて、22件（優良認定：11件、認定11件）を認定しました。

その後、第一線で活躍されている優良認定の関係者による意見交換・議論を通じて、災害による犠牲者を一人でも減らすための視点、要素、取組等を洗い出し、整理することを目的とした“「NIPPON防災資産」の深化を考える会”を令和7年2月に開催しました。本稿では、その内容について紹介させていただきます。

2 開催概要

- ◆開催日時：令和7年2月21日（金）15時00分～17時15分
- ◆主催者：内閣府・国土交通省
- ◆参加者：優良認定（11件）関係者、NIPPON防災資産選定委員会委員、内閣府、国土交通省
- ◆Web傍聴者：認定関係者、行政関係者、災害の自
分事化協議会委員等 約140名
- ◆会場：国営東京臨海広域防災公園 そなエリア東京



意見交換の様子

3 意見交換のテーマと重点的に議論を行ったキーワード

前半は、5つのテーマに沿って、各優良認定の皆さまから発表していただき、得られたテーマ毎のキーワードから重点的に議論を行うキーワードを抽出しました。後半は、重点的に議論を行うキーワードごとに優良認定者の皆さまを中心に活発な意見交換がなされました。出された意見の抜粋になりますが、以下に紹介させていただきます。

<意見交換の5つのテーマ>

- | | |
|--|---|
| 1 活動の継続の視点
▷活動が継続できるように実行していることや課題 | 2 活動に巻き込む視点
▷活動の賛同、協力者を広めるために実行していることや課題 |
| 3 教訓を伝える視点
▷災害の備えにつながる知識や教訓を伝えるために実行していることや課題 | 4 行動につなげる視点
▷災害に備える動機や行動につなげるために実行していることや課題 |
| 5 今後の「NIPPON防災資産」について
▷「NIPPON防災資産」の今後の発展・活性化のために期待すること、望むこと | |

く重点的に議論を行ったキーワードと出された意見>

□語り部・ガイド・地域防災リーダーの育成（高齢化への対応）

- ・語り部等の活動従事に志願する皆さんを受け入れられる場所があることが大事。
- ・直接的な被災経験がない方等も一緒に巻き込んで活動している。

□事業継続（調達、お金かけない）

- ・持続的な活動を可能にするために料金設定しており、地域の学校であってもお金をいただくことを原則としている。
- ・専門が防災ではない、他分野の専門家に関心を持っていただき、先方のアイディアに基づく主体的な関わりの延長で、民間企業からの協賛金の話も出ている。

□学校教育との連携

- ・学校による教育旅行の誘致に向け、旅行会社、学校の教育旅行担当者向けの商談会等に参加し、施設の役割、紹介等を行っている。
- ・自治体の教育委員会、防災部局を含めた継続的な体制を構築している。
- ・地元教育委員会に対する働きかけにより、小学校三、四年用の社会科の副読本に災害伝承施設について掲載されたことから、小学校からの来館者が増えた。
- ・地元の有名中学校の入試予想問題に、災害伝承の対象としている自然災害が取り上げられ、多くの教育関係者に周知された。
- ・年度初めに赴任してきた先生方を対象に防災の話をする機会を設け、繰り返し実施することにより、赴任地周辺の自治体だけでなく、新たな転勤先でも口コミが広がり、結果として、周辺地域の全校で活動するようになった。
- ・ターゲット毎にカリキュラムツールを用意してあげると、教諭側も受け入れやすい。

4 最後に

本会での意見交換・議論を通じて得られた知見は、優良認定の関係者による取組への深化に反映されるだけでなく、広く全国の取組に共有されることで、それぞれの施設の利用者、活動への参加者が、災害リスクを自分事化し、災害に備える行動を起こすことにつながっていくことを期待しています。

引き続き、内閣府、国土交通省では、それぞれの関係者の知見の共有を通じた相乗効果等により、「NIPPON防災資産」の制度の一層の発展・活性化に繋げていく所存です。

NIPPON防災資産ホームページ：<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>

「NIPPON防災資産」の深化を考える会（令和7年2月21日）開催結果概要：https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/shinka_r7.html

面的気象情報の利活用促進について

気象庁大気海洋部観測整備計画課

1 面的気象情報とは

気象庁では、アメダスや気象衛星ひまわり、気象レーダー等の観測データを活用し、全国の気象の分布を格子状に隙間なく解析した「面的気象情報」を提供しています。

この情報を活用する利点として、アメダスのような点の情報と比較して、気象状況の分布（面的な広がり）を視覚的に把握できることに加えて、任意の格子（地点）で解析したデータを利用できる点が挙げられます。これまで、知りたい地点の気象状況を確認するために近傍の観測データを参照していたような場合、面的気象情報を活用することで、知りたい地点の気象データを利用することができるようになります。

面的気象情報を具体的にイメージしていただくため、一例として「推計気象分布」（図1）を御紹介します。この情報は、現在の天気と気温、日照時間の分布を1km四方の格子の細かさで解析したものです。

2 面的気象情報の利活用促進について

近年、進化したデジタル技術が社会経済活動をより良い方向に変化させる「デジタル・トランسفォーメーション（DX）」という概念が、注目されています。DX社会におけるデジタル技術を活用した新たなサービスの提供やビジネスモデルの開発においては、全国を面的にカバーする気象データが基盤的なデータセットとして非常に重要です。

気象庁では、社会のDX化を踏まえて面的気象情報をより一層活用いただけるよう、全国を網羅する地点毎の解析データに着目して、任意の地点で過去から現在、将来予測までの気象データをシームレスに閲覧できる等、情報の利便性を向上する閲覧環境を提供する取組を進めています。

3 デジタルアメダスの取組について

面的気象情報の利活用を促進する取組の一環として、令和7年4月からスマートフォン向けの「デジタルアメダスアプリ」（図2）の全国運用を開始しました。このアプリは、面的気象情報から知りたい場所の気象データを容易に閲覧できる各種機能を搭載しています。アプリストアからどなたでも御利用いただけますので、「デジタルアメダス」と検索して是非御利用ください。

【参考】

令和7年4月25日 気象庁報道発表「デジタルアメダスアプリの全国展開について」

<https://www.jma.go.jp/jma/press/2504/25a/digital-amedas.html>

気象庁ホームページ「デジタルアメダス」

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/digital-amedas/kaisetsu.html>

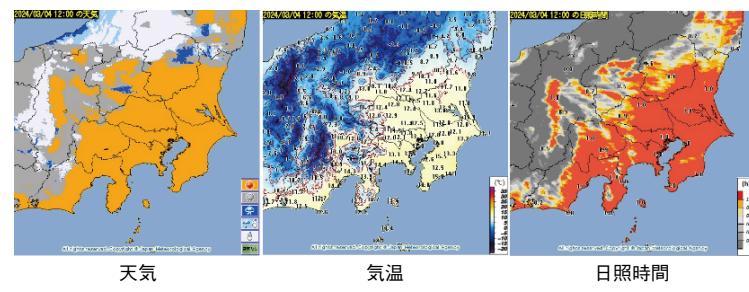


図1 推計気象分布

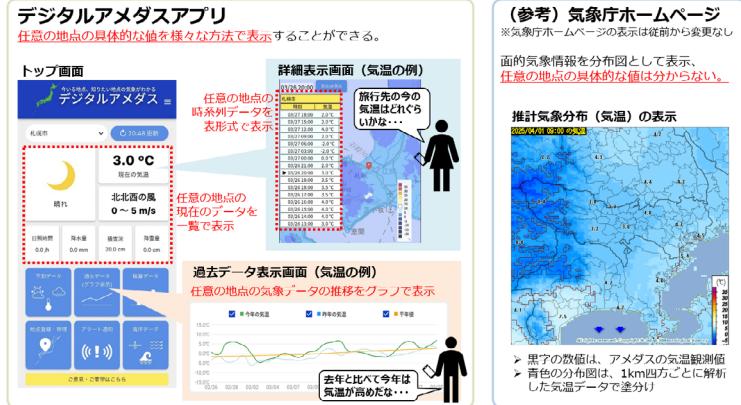


図2 デジタルアメダスアプリ

「津波フラッグ」を見たらすぐに避難!!

気象庁地震火山部地震津波監視課地震津波防災推進室

梅雨が明けると、いよいよ本格的に暑い夏がやってきます。海水浴や釣り等、マリンレジャーで海に出かける機会が多くなる季節です。マリンレジャーを安全に楽しむに当たり、忘れてはいけないものの一つが「津波」です。日本は地震が多く、いつ大きな地震に見舞われるか分かりません。特に、海岸付近を訪れる際には、津波への備えが欠かせません。

気象庁は全国の地震や海の状況を常に監視して、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」とします。）を発表する役割を担っています。津波警報等は、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、サイレン、鐘等、様々な手段で皆さんに伝達されます。

しかし、海水浴場等では、携帯電話を身に着けていないことも多く、また、遊泳中には、波音や風でサイレン等の音が聞き取りにくくなるため、聴覚に障害をお持ちの方や遊泳中の方等に津波警報等を伝達することは難しくなります。

このため、気象庁では、津波警報等の発表を視覚的にお知らせする手段として、長方形を四分割した赤と白の格子模様の旗「津波フラッグ」を定めています（図1）。

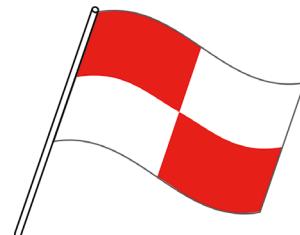


図1 津波フラッグ

「津波フラッグ」を導入済みの海水浴場等に津波警報等が発表された場合には、この「津波フラッグ」が、海岸や津波避難ビル等においてライフセーバー等により掲示されます。また、海岸近くの建物から垂れ下げられる場合もあります（図2）。

この一例として、令和6年4月3日の台湾付近の地震で、沖縄本島地方、宮古島・八重山地方に津波警報が発表された際には、ビーチでライフガードが「津波フラッグ」を掲示して遊泳者に海からすぐに上がるよう呼びかけ、避難誘導を実施しました。

気象庁では、より多くの海水浴場等で「津波フラッグ」が活用されるよう、また、より多くの方々に「津波フラッグ」を覚えていただけるよう、全国的に「津波フラッグ」の周知・普及活動に取り組んでいます。



図2 Yahoo!ニュース制作図解
※商用利用不可・図解を分割編集しての使用はできません。

令和7年夏からは、新たな「津波フラッグ」のポスターを全国展開し、「津波フラッグ」を導入済みの海水浴場等に掲示いただく予定です（図3）。



図3 令和7年夏から展開する、新たなポスター

「津波フラッグ」は、避難の合図です。海水浴場等で「津波フラッグ」を見かけたら、速やかに海から離れ、高いところに避難してください。

【参考】気象庁ホームページ 津波フラッグ：
https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

全国初！寒冷地仕様の避難タワーが完成

北海道釧路町防災安全課防災対策係

1 はじめに

釧路町は、北海道の南東方に位置し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波の影響を受ける地域として、30年以内に大地震の発生が予想されております。特に、太平洋に繋がる釧路川沿いの本地区は、昭和50年代に建築された戸建木造住宅により構成され、津波から身を守る高く強固な建物が存在しておらず、大きな被害が想定されておりました。

のことから、緊急避難施設の整備が急がれておりましたが、建設可能な空地は、都市公園しかなく、これらの公園に複数棟の津波タワーを建設することになりました。多くの制約もありましたが、避難時間の短縮には、効果が高くなりました。

2 周辺インフラに頼らない強固な避難施設

設計に際し、第一には、町民が迅速かつ安全に避難できる場所でなければならないことと、避難者は48時間程度はここで過ごすこととなり、周辺インフラが崩壊していても最低限の生活機能は確保される建物でなければなりませんでした。

鉄骨造3階建て、1階部分は円柱ピロティ形式により波を逃がし、2階3階を避難スペースとしました。避難室へのアプローチはスロープが1か所、階段が2か所の計3方向からとしました。平時は、ゲートが施錠されていますが、J-アラート防災行政無線による避難指示発令と連動した自動解錠システムとし、有事の際に、誰かが鍵を開けることを待つ必要はなく、迅速な避難を可能としています。



いづみ公園避難タワー（外観）

設備としては、太陽光発電・蓄電設備や、災害時に有効なプロパンガスを熱源とする発電機を設置し、無停電化を実現しました。公共上水道や公共下水道にも接続せず、循環式汚水再利用装置によりトイレ問題をクリアする等、高い耐久性と安全性を誇れる施設となりました。

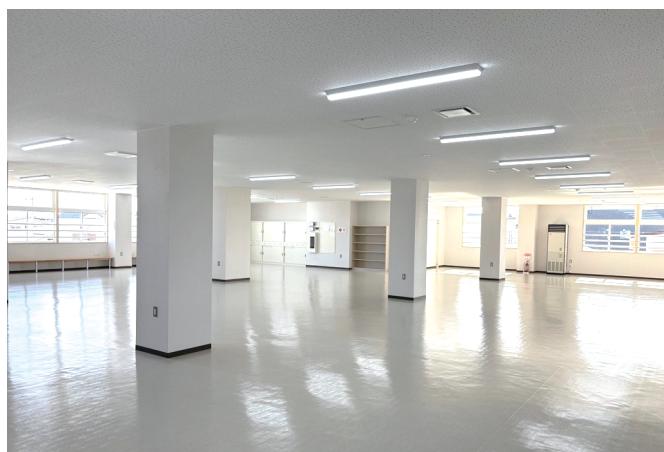
3 寒冷地仕様としては全国初となる避難タワー

災害はいつ起こるかわかりません。それが厳寒期であったなら、雪や寒さから身を守ることは、絶対に必要です。東日本大震災のあの映像は忘れられません。そこで思い切ってタワーを壁、窓及びネットにより雪の侵入を止めて、室温低下を防げるようしました。プロパンガスを主熱源とする暖房機も準備し、津波から逃れた後の対策にも考慮しています。

4 その他の配慮

防災行政無線の放送は、室内に流れますが、最大の情報収集手段は、個人のスマホとなることから、USB充電ポートを設置しました。また、防災備蓄庫は設けず、避難室壁面に可能な限り収納棚を設け、備蓄品を収納することで、避難スペースを確保するとともに、備蓄品が取り出しやすくなるように工夫しています。

屋上は、物資供給や緊急搬送のためのヘリコプターのホバリングスペースとしています。また、ペット同伴での避難も可能なスペースとなっています。



いづみ公園避難タワー（避難室）

「静岡県被災者支援連絡会」の設立について

静岡県危機管理部危機情報課

1 はじめに

静岡県では、これまで県内外の大規模災害発生に際し、被災自治体の支援を通じて、様々な学びを得てきました。

特に、平成28年（2016年）熊本地震の熊本県嘉島町や令和6年（2024年）能登半島地震の石川県穴水町の支援、県内では令和3年（2021年）7月の熱海市伊豆山地区土石流災害等における、各種支援制度の運用支援及び災害ボランティアや災害NPO等との協働等を通じ、庁内連携・官民連携を含む被災者支援の総合調整に対する認識が高まってきました。このため、被災者支援を総合調整し、被災者のニーズ把握と支援を円滑に実行することを目的として「静岡県被災者支援連絡会」を令和7年（2025年）4月に設置しました（図1）。

2 被災自治体支援の概要

自然災害により被災した基礎自治体は、救出・救助や避難所運営以外に、「り災証明書」の交付、様々な支援金、弔慰金、義援金制度等の広報・周知・受付を行う必要がありますが、被災自治体の職員にとって制度の運用は初めてであることが多く、「何をどうすれば良いかわからない」事態に直面します。各制度の担当者が決まったとしても、被災者支援の総合調整にまで目を向ける余裕はなく、各課がそれぞれ窓口を設置する等、バラバラの対応となりがちです。

このため、本県のこれまでの自治体支援における被災者支援業務のサポートは、

- (1) 自治体のキーマンに被災者支援の全体像を説明し理解いただく（図2）。
- (2) 諸制度の「ワンストップ窓口」を設置し、被災さ

「静岡県被災者支援連絡会」のイメージ

静岡県危機管理部

県として平時・災害時の切れ目ない「災害中間支援組織」との調整窓口を整備する。

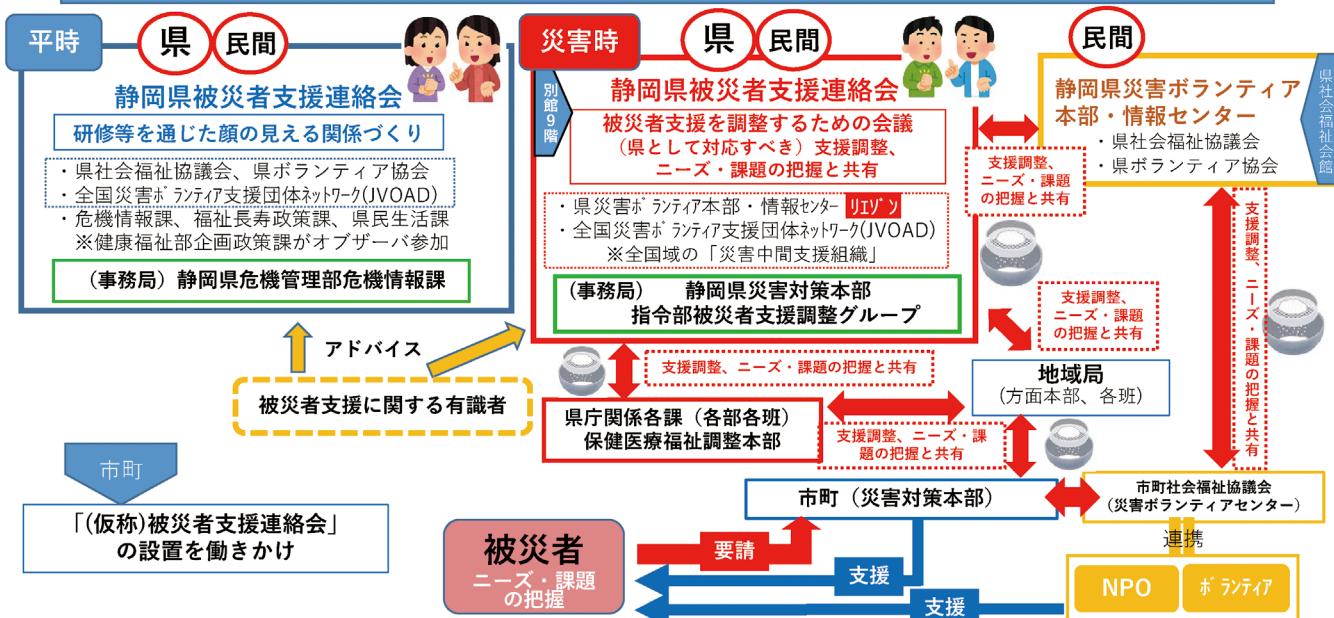
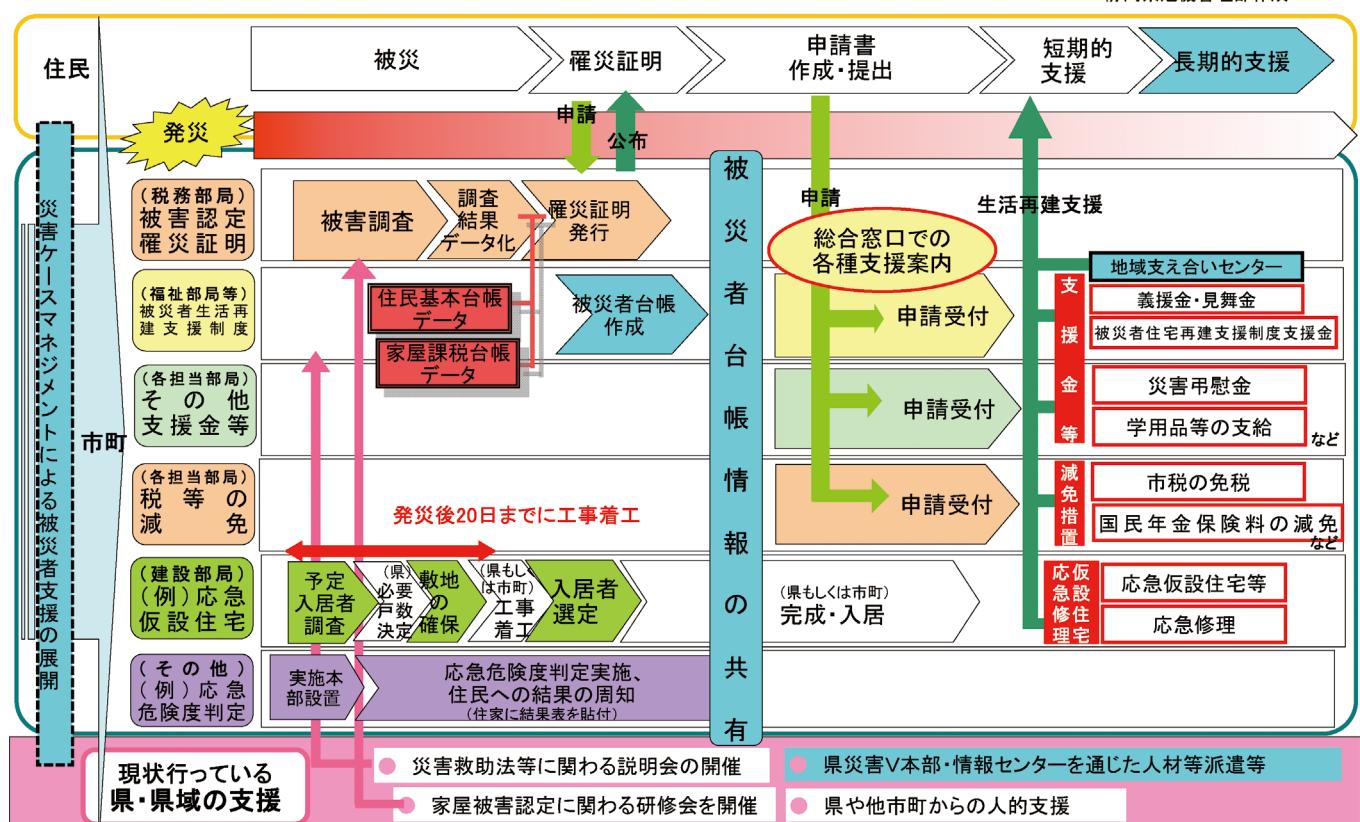


図1 「静岡県被災者支援連絡会」のイメージ

生活再建のための業務の一覧(フロー図)

静岡県危機管理部作成



*すべての支援制度等を記載しているものではありません。日にちも目安であり、災害の規模や被災状況で大きく変わります。

図2 生活再建のための業務の一覧(フロー図)

れた方の負担軽減を働きかける。

簡単なように見えますが、大混乱している被災自治体に入り込み、これらを伝えるのは容易ではありません。経験上、柔軟性や寄り添う姿勢に加えて、伝えるタイミングを逃さないことが重要だと考えています。

3 「静岡県被災者支援連絡会」が目指すもの

「静岡県被災者支援連絡会」の構成団体は、県の危機情報課、福祉長寿政策課、県民生活課と、(社福)静岡県社会福祉協議会、(特非)静岡県ボランティア協会、(特非)全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)、静岡県災害対策士業連絡会で、事務局は危機情報課が担います。これまでの防災・危機管理は、事前の「備え」と、発災から救急・救命のフェーズまでに重きを置いてきましたが、昨今は「被災された方が主体的に生活再建に取り組める」段階ま

で、関係者が連携しながら支えていくことも求められています。誰に対して、どのような支援をするかを整理しつつ、幅広く、長期にわたる被災者支援の県域の調整窓口として、平時から「静岡県被災者支援連絡会」の運営に取り組んでまいります。

いなべ市の防災の取組と平時からの防災への意識向上

三重県いなべ市防災課 大月浩靖

1 はじめに

三重県いなべ市は岐阜県、滋賀県の県境にあり三重県の北の玄関口となります。いなべ市は、ものづくり日本を象徴する中部圏の一画として、自動車関連メーカーをはじめ多くの企業に進出していただいております。現在整備中の東海環状自動車道が通り、令和7年(2025年)3月には、市内に2つ目となるいなべICが開通し、これによりいなべ市の魅力と可能性は益々高まり、より多くの交流や更なる投資が期待される街であります。

2 これまでの被災地での課題を意識したハード整備

当市ではこれまで、東日本大震災をはじめ、熊本地

震、令和6年(2024年)能登半島地震等多くの被災地へ職員を派遣し、被災地より多くの知見を得てきました。このことを踏まえ、いなべ市役所新庁舎建設時には、その知見を活かした庁舎の整備を目的として、令和元年(2019年)5月にいなべ市役所庁舎が完成いたしました。市役所は災害時の拠点となることから、迅速な災害対応への移行を行うため、防災担当課(以下「防災課」と記述します。)が、平時よりオペレーションルーム内的一部分で執務を行っており、執務室の両サイドにパーテーションを用いることにより、平時は庁議室や会議室として使用し、災害時にはパーテーションを開放することにより、ワンルームのフロアとなり、オペレーションルームとして使用することが可能となっています。また、応援職員のオペレーションルームへの導線やDMAT等の保健医療福祉調整本部の設置場所等様々な点を検討した庁舎及び保健センターが完成しました。

庁舎建設に続き、大規模災害時に必ず災害対応で重要な物資の備蓄倉庫建設を検討し、令和2年(2020年)にいなべ市防災拠点倉庫(地域内輸送拠点)を新たに整備しました。防災拠点倉庫についても、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨等の被災地での課題を建設時に検討し、備蓄倉庫ではなく物流倉庫として整備を行いました。



オペレーションルーム兼執務室



いなべ市防災拠点倉庫

これまで全国各地の自治体職員の皆様が庁舎及び防災拠点倉庫の視察に来られており、災害対応を意識した施設の建設が全国に広まることを望んでおります。

3 地域の利点を活かした防災への取組

平成24年（2012年）から三重県北部の桑員地域（桑名市、いなべ市、東員町、木曽岬町）との連携強化を図っています。この礎となったのは、東日本大震災での遠野市の役割です。桑員地域はいなべ市・東員町が内陸部にあり、桑名市・木曽岬町は沿岸部にあり、内陸部自治体が沿岸部自治体を迅速に支援できる枠組みが必要であると考え、平成28年（2016年）に広域避難に関する協定を締結し、これまでに定例会やタイムラインの検討及び広域避難の実働訓練を実施してきました。特に国難級とされている南海トラフ地震では、西日本半分で大きな被害が出ると想定されており、隣接する自治体同士が、まず助け合うことが大切だと思っています。三重県北部の桑員地域は愛知県とも隣接することから、県域を越えた対応も必要となるため、定例会には、愛知県の職員も出席していただきました。県内だけではなく、隣接する府県と連携し浸水0m地域の自治体支援を今後も継続して実施していくかなくてはならないと考えています。

4 プライベートからのつながりの重要性

防災は、「平時からの繋がり・連携」が重要とよく言われます。令和6年（2024年）能登半島地震での輪島市への支援の際には、平時から繋がりのある多くの

防災関係者から支援や協力を得て、迅速な対応に繋げることができ、特に、チーム防災ジャパン関係者の御協力のおかげで、輪島市へのスムーズな設備の導入、被災者支援を実施することができました。

チーム防災ジャパンとは、内閣府と連携して全国各地で活躍する多様な防災の担い手を育成・応援するための人材ネットワークです。このチーム防災ジャパンには、お世話係として、内閣府やアドバイザーの先生方と一緒に「災害被害を軽減するため、防災を国民運動として実施」することを目的として、様々な行事を実施しています。その中でも、毎年国内で開催されているぼうさいこくたい（防災推進国民大会）では、オンライン中継や、セッションの企画・運営を行うと共に、自ら登壇し、防災の取組等を紹介しています。

また、東海圏域の防災に関わる人の繋ぎ役として、チーム防災ジャパンのアドバイザーである名古屋大学名誉教授の福和伸夫先生と一緒に、東海圏域の産官学の中心的な役割を担う方々（お世話役）と一緒に定期的に勉強会を開催し、東海圏域の防災の歴史や防災への取組情報等を学ぶ機会としています。

チーム防災ジャパンの活動の1つである「つながる・つなげる」を目的として、東海圏域の人と人を繋ぎ、更に全国各地の人と人を繋ぐ役割を担っていき、今後は関西圏域等全国様々な地域で活動を実施し、産官学を超えた繋がりを作っていくことを思っています。



TEAM防災ジャパン 東海ローカルチームミーティング



岐阜県飛騨市 避難所運営 人材育成に力

岐阜県飛騨市危機管理課

1 はじめに

人口減少と高齢化が加速するなか、市職員も減少し市外から通勤する職員も多いことから、「不特定多数」の避難者が押し寄せる指定避難所を職員だけで運営できるのか不安を感じていました。

そこで、市内在住勤の防災士に呼びかけ、職員と一緒にになって指定避難所の運営を行う「飛騨市避難所運営協力防災士制度」を令和5年度にスタートしました。この制度は、以下の特徴があります：

- (1) 市独自の避難所運営訓練への参加
- (2) 協力防災士としての登録
- (3) 災害発生時の避難所運営従事に対する謝礼

現在77名が協力防災士に登録しており、昨年度には、文部科学省「学校安全総合支援事業」と連携し、中学生110人と協力防災士40人による大規模な避難所訓練を行う等、人材育成に力を入れています。



折り畳みベッド設置訓練



中学生と協力防災士による訓練振り返り

2 地域貢献への熱い想い

「協力防災士」制度は、地域に貢献したい、もっと活動がしたい、自分の経験やスキルを避難所運営に活かしたい。という熱い想いを抱く防災士が力を発揮できる仕組みです。

これまでに3回、独自の避難所運営訓練を開催し、毎回内容を変えながら参加者を募りました。参加された防災士は、皆さん意識が高く、訓練に向き合う姿は、真剣そのものでした。訓練終了後に「協力防災士認定書」をお渡しすることで、使命と誇りを持った協力防災士が、次々と誕生しています。



車椅子等に配慮した避難所レイアウト説明

3 T・K・Bの実践～避難所のリアルを学ぶ

令和6年(2024年)11月には、(一社)避難所・避難生活学会に講師を依頼し、内閣府が提唱する「避難所の生活環境改善」の取組である「T(トイレ)・K(キッチン)・B(ベッド)」の設置を実践する訓練を開催しました。

特に、炊き出し訓練に重点を置き、以下の取組を行いました：

- 適温でおいしく栄養バランスのとれた食事をプロの料理人と中学生が協力して調理
- 関係者も含め200食を学校の家庭科室（調理室）という限られた環境下で調理
- 「食寝分離」を学ぶため、校舎内に「仮設食堂」を設置

これらの実践を通じて、災害関連死を防ぐために重要な「避難所での食事」について学びました。



中学生とプロの料理人による炊き出し訓練



TKBについて学ぶ参加者

4 期待される効果

このような取組により、以下の効果が期待されます。

- (1) 「避難所のリアル」を学ぶことで実践的な人材を育成
- (2) 「何をどうすれば良いのか」指示待ちではなく「自ら考え動ける人材」を育成
- (3) 地域の避難所や自主防災組織への横展開
- (4) 「地域防災力」の強化
- (5) 若い世代の育成や世代を超えた学び合いによる地域の防災力強化

協力防災士という制度により、積極的に立ち上がる住民が増えました。公助を補うかけがえのない存在として、今後も協力防災士制度を充実させていきます。

【文献】飛騨市, 2024, 「中学生と防災士による初の避難所設営訓練が行われました」(2024年11月26日)

<https://www.city.hida.gifu.jp/site/koho/2024-11-10.html>

松山防災士フォローアッププログラム

愛媛県松山市市民防災安全課

1 はじめに

松山市では、平成17年（2005年）から、全国で初めて防災士資格の取得費用を全額公費負担し、令和6年（2024年）8月に全国の市区町村で初めて、防災士数が1万人を超えるました。そして、令和6年度からは、防災士のスキルアップと、さらなる防災力の向上のため、「松山防災士フォローアッププログラム」を実施しています。

2 松山防災士フォローアッププログラム（概要）

災害についての情報や、災害から学ぶべき教訓は日々更新されます。このプログラムは、松山市内に在住又は勤務する防災士を対象に、「災害時の食と栄養」や「災害時のトイレ対策」等、実技と座学を織り交ぜた14のプログラムから構成されていて、テーマごとに、専門家から最新の防災情報を学ぶことができます。

防災士として地域で活動している方はもちろん、これから地域で防災活動をしたいと考えている方、防災について学び直したい方等、様々なニーズに対応しています。



写真1 令和6年度救出技術・初期消火・安全管理（令和6年10月撮影）

3 松山防災士フォローアッププログラム（内容）

令和7年度（2025年度）も「住宅耐震・家具固定」「ペット防災」「災害ボランティア」「要配慮者支援」「防災まち歩き・防災マップ作り」「救出技術・初期消火・安全管理」「上級救命講習」等、14のプログラムを開催する予定です。

中でも「リアルHUG（避難所運営ゲーム）」では、防災カードゲーム「HUG」を実際に避難所（小学校）で体験することができます。現実の地震災害に近い状況を作り出し、避難者の受付や居住スペース、災害時用トイレ等を設置し、運営者側・避難者側に分かれて避難者の受け入れを行う等、避難所の開設や運営に必要な知識と技術を実践で学ぶことができます。

4 終わりに

プログラム実施後のアンケートでは、各回の平均で約95%の方が満足のいく内容だったと回答されました。その一方で、段取りや研修の時間配分等について、改善点も多くみられました。

今後はより内容を充実したものにし、多くの防災士の方に参加していただくことで、地域の防災力を高め、より災害に強いまちづくりを進めていきます。



写真2 令和6年度リアルHUG（令和7年1月撮影）

防災意識向上プロジェクト講演会及び防災備蓄物資貸与式

愛媛県鬼北町危機管理課

1 はじめに

鬼北町は、四国の西南部に位置し、町のほぼ中央部には日本最後の清流「四万十川」の最大級の支流である「広見川」が流れ、周囲には国立公園に指定されている成川渓谷や節安渓谷等、優れた自然景観や貴重な生態系を残した緑豊かな町です。一方で、少子高齢化や人口減少も深刻な過疎の町でもあります。

平成26年（2014年）に町内全ての地区において、自主防災組織（56単位組織）が結成されていますが、これまで多数の死者が発生するような大規模な災害の経験がないため、今後起こり得る大規模災害の際には、避難所の開設や運営等に主体的に取り組んでいけるか危惧されています。

2 防災意識向上プロジェクト講演会 (令和7年(2025年)2月15日(土))

鬼北町では、自主防災組織の会員や防災士等の防災意識の向上を目的とした「防災意識向上プロジェクト講演会」を実施しました。（写真1）講師には、平成23年（2011年）の東日本大震災発生当時、2,000人以上が避難した中学校の校長として、地域の自主防災組織と協力して避難所運営にあたった石川善憲先生をお招きし、「行政が機能するまでの最初の数日間を地域がいかに連携できるかで避難所の運営方法や繋がる命が変わる」といった経験者の貴重な話を聞くことができました。



写真1 「防災意識向上プロジェクト講演会」の様子

3 防災備蓄物資貸与式(令和7年2月15日(土))

講演会終了後、備蓄物資貸与式を実施し、町内全56

自主防災組織に対し、災害用トイレ（ラップポントレッカーハンマー）及びソーラー充電式蓄電池（ASAGAO 2000W）各1セットを無償貸与しました。式では、それぞれの機器の操作説明や上記物資の他にも物納寄付をいただいた水循環型シャワーWOTABOXや水循環型ポータブル手洗いスタンドWOSH等の展示実演を行いました。（写真2）

この取組は、愛媛・高知の12市町村と（株）大塚商会において、令和5年（2023年）8月14日に締結した「災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定」に基づき、（株）大塚商会から12市町村に対し令和5年度（2023年度）、令和6年度（2024年度）の2箇年に渡り「企業版ふるさと納税」を活用した防災備蓄物資等の物納寄付が行われ、鬼北町には、上記物資を含めた多種多様な防災資機材をいただいたことから実施することができました。



写真2 水循環型シャワーWOTABOXの展示実演の様子

4 おわりに

鬼北町では、今後も自主防災組織や防災士と共に地域防災力の向上を図り、また民間企業等と連携しながら、いつ起きててもおかしくないといわれる「南海トラフ地震」等の大規模災害に備えてまいります。

参考

令和5年度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る大臣表彰」

【企業部門】株式会社大塚商会 受賞

令和6年1月23日 内閣府地方創生推進事務局

高知市孤立地域支援訓練報告

高知市防災対策部防災政策課長 山中晶一

1 はじめに

令和6年（2024年）能登半島地震等で集落の孤立が発生したことを踏まえ、令和7年（2025年）5月25日（日）に、本市で実施した孤立地域支援訓練（高知県総合防災訓練の一環）について報告します。

2 訓練概要

本訓練では、南海トラフ地震の強い揺れにより道路が寸断された中山間地域（高知市土佐山地域）の集落が孤立したと想定し、地域住民、自主防災組織、消防団、自衛隊、県・市が連携し、「①救助救出訓練・ヘリサイン作成訓練」、「②避難所開設・運営学習会」、「③物資配送訓練」を実施しました。

（1）救助救出訓練・ヘリサイン作成訓練

- ① 高知市が災害協定を締結している綜合警備保障株式会社（ALSOK）にドローンによる孤立集落調査を要請し孤立者を確認。（写真1）
- ② 高知市から高知市消防団土佐山分団に現地確認を要請、現地確認の結果、医療機関への搬送が必要な孤立者を確認したため、高知県へりによる救助救出を要請。
- ③ 高知市職員が最寄りの運動場にヘリサインを作成。
- ④ 自衛隊ヘリが孤立者を救出、災害支援拠点病院へ搬送（訓練当日は、ヘリが離陸するも、受入先にドクターヘリの要請が入ったため引き返した。）。（写真2.3）



写真1 ドローンによる孤立集落調査



写真2 自衛隊ヘリによる孤立者の搬送



写真3 自衛隊ヘリによる孤立者の搬送



写真4 住民による避難所開設訓練

（2）避難所開設・運営学習会

集落の孤立等、土佐山地域で想定される被害等を確認後、避難所運営マニュアルを参考に開設手順と備蓄品を確認。（写真4）

（3）物資配送訓練

避難所から要請のあった物資を、救助救出に向かうヘリで運動場に配達し、避難所を運営する地域住民と高知市職員が受け取って避難所に納品するまでを訓練。

3 まとめ

本訓練は、孤立地域支援に関わる関係者が、お互いの機能や役割を確認する良い機会となりました。

中山間地域の孤立化対策は全国的な課題であり、平時に潜在しているリスクが、災害時に一気に顕在化します。今回の訓練のように、地域住民、自主防災組織、消防団、企業、救助救出機関、自治体等が平時から連携し対策を講じることが大切です。

仁淀川流域治水プロジェクト「安全に逃げる」対策 ～犠牲者ゼロを目指す！伊野地区自主防災会連合会の挑戦～

高知県いの町総務課危機管理室

1 いの町の地域特性

いの町は高知県の中央部に位置し、一級河川・仁淀川の支川である宇治川流域では、毎年のように水害が発生しています。1,000年に1度級の豪雨で仁淀川の堤防が決壊した場合、町中心部では深さ5m以上の浸水が想定され、最大で約1万人に命の危険が及ぶと公表されています。

2 伊野地区自主防災会連合会の取組

こうした中、危機感を持った宇治川流域の伊野地区自主防災会連合会は、「住民でできることはやろう」との決意のもと、行政と連携し、様々な取組を進めています。この活動は各自主防災会にも広がり、民間施設と連携した合同避難訓練を実施する地区もある等、大規模水害への備えが着実に進められています。

令和4・5年度（2022年度・2023年度）には、水害リスクの見える化と住民の危機意識向上を目的に、想定浸水深の調査や各地区の浸水マップの作成、それらを基にした住民研修会の開催を行いました。また、連合会内に「流域治水推進委員会」を設置し、推進委員を中心に取組の具体化を進めました。

令和6年度（2024年度）には、民間施設との緊急避難場所の協定交渉を行う等避難場所の確保を進め、住民検討会を通じて近隣の緊急避難場所を地域住民と共有しました。令和7年度（2025年度）からは、これらの取組を踏まえ、地域ごとの実践的な避難訓練の実施を予定しています。

この避難訓練では、地域ごとに近隣の避難場所へ実際に足を運び、避難経路を確認することが重要です。



想定浸水深の調査



住民検討会



新町自主防災会と民間施設（グループホームゆとりの里）の合同避難訓練

その中で、要配慮者の避難方法や、道が寸断されたいた場合に他の経路はあるのか等、住民自身が様々な課題に気づくことが期待されます。こうして明らかになつた課題をもとに、次の取組へつなげていきます。

3 最後に

伊野地区自主防災会連合会による住民主体の活動は、流域治水を含む防災の取組において、町が目指すべき姿であり、大変心強く感じています。「安全に逃げる」対策が進んでいることは行政主導ではなく、自主防災会を中心とした地域との連携があつてこそだと実感しています。

今後も、自主防災会の主体性を尊重しつつ、町も協働の立場で関わりながら、住民が参画しやすい仕組みづくりや、「地域は地域で守る」意識づくりを進め、犠牲者ゼロを目指して取り組んでまいります。



住民検討会で使用した「伊野地区洪水避難地図」（地区ごとに連合会と町が共同作成）



高知市
防災対策部防災政策課長
中山晶一さん



地域防災力をエンパワーメントする 「装置(地区防災計画)」と「関係人口」

高知市の下知地区は中心市街地の東側に位置しており、鏡川や国分川、久万川に面する低平な土地に約1万6,000人が暮らしています。昭和21年（1946年）の南海地震では津波により大きな被害を受けており、発生が懸念される南海トラフ地震の被害想定でも震度7、津波浸水深3～5mが想定されています。

この地域では、住民が主体となり、平成27年（2015年）に内閣府の地区防災計画のモデル事業にエンタリーしました。その際に行政側で窓口を担当したのが、高知市防災対策部防災対策課長の中山晶一さんです（当時地域防災推進課所属）。

「跡見学園女子大学の鍵屋一教授の指導の下、「魅力増進型の事前復興計画」として地区防災計画の検討を行いました。当時は地区防災計画の動きは始まったばかりで、地区防災計画で住民が主体となって決めた事前復興計画を行政に提案して地区防災計画に位置づけるといった点で画期的でした。」（中山さん）

中山さんは元々平成17年（2005

年）に高知市に編入された土佐山村の職員で、過疎化が進む中山間地で地域コミュニティによる共助の重要性を体感してきた経験から、地区防災計画づくりの必要性を強く感じていました。

事前復興計画の策定には住民の合意形成が求められますが、中山さんは「あるべき地域の姿は世代によって変わっていくもの。大事なのは、合意形成そのものでなく、住民主体となってそれを話し合える土壤です。それを醸成する「装置」として地区防災計画を活かすことが重要」と話します。さらに、地区の住民だけでなく、「関係人口」を増やすことの重要性も説きます。

「例えば、旧土佐山村は地縁コミュニティが密で共助力は高い一方、高齢化は否めません。地区的リソース不足を、関係人口を増や

すことで補っていくことも必要でした。下知地区でも市外の人たちがコミュニティ活性化に様々な協力を行う等、関係人口は増えつつあります。」（中山さん）

中山さんは、防災関係者等のネットワークづくりのため、有志による「全国防災関係人口ミートアップ」を主催しています。公務員プラットフォーム「オンライン市役所」の仕組みを活用して、「立場や地域を超えた顔の見える関係づくり」をミッションに、毎月曜日に配信を行っています。

「平時を「災間」と考えて、それぞれの課題を共有して関係をつくっておく。この関係は令和6年（2024年）能登半島地震でも活かされました。このような関係性は、災害時はもとより、平時の地域社会をエンパワーメントしていくものと考えています。」（中山さん）



▲下知地区的避難訓練（高知市提供）



▲下知地区防災計画の高知市長への提出
(高知市提供)



▲全国防災関係人口ミートアップ
(ぼうさいこくたい2024にて 山中さん提供)

ぼうさい No.113

令和7年(2025年)7月8日

<https://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/index.html>



●編集・発行

内閣府(防災担当)
普及・防災教育・NPOボランティア連携担当
〒107-0052
東京都港区赤坂2-4-6
赤坂グリーンクロス18階
TEL:03-5253-2111(大代表)
<https://www.bousai.go.jp>



●編集協力・デザイン・印刷・製本

第一企画株式会社
〒380-0803
長野県長野市三輪1丁目16-17
TEL:026-256-6360
URL:<https://www.d1k-c.jp>

●編集後記

平成27年（2015）年に開催された仙台国連防災会議から10年が経過しました。この会議で採択された「仙台防災枠組2015～2030」では災害リスク及び損失の削減を目指して2030年までに達成すべきゴールを定め、そのための優先行動が規定されました。

本号の特集では仙台防災枠組を念頭に、世界の防災の現状や課題について整理しましたが、取材を通してゴール達成のためには国際協力が不可欠であることや、その中でわが国が重要な役割を果たすことの重要性を再認識しました。

本誌巻頭の連載「不屈の大地～Build Back Betterの軌跡」も、実は仙台防災枠組の中に示されている優先行動の一つである「Build Back Better（より良い復興）」をテーマにしています。災害からの復興に際して、単に元の形に戻すのではなく、被災前よりも災害に対して強靭にすることで、地域の生活や経済の発展に寄与するという考え方です。この考え方方は、仙台防災枠組を通じて世界に広がっており、その実現のために、日本では主として開発途上国に様々な支援を行うことで貢献しています。

御意見・御感想は、内閣府(防災担当) 広報誌「ぼうさい」担当宛にお寄せください。